諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和８年７月２９日（令和８年（行情）諮問第１０３８号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７９５号）
事件名：譲与承認書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和８年３月２５日付け厚生労働省発会０３２５第１号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、本件対象文書の申請者氏名の開示を求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示部分の開示を求める。

（開示請求の際に添付した理由）

（１）開示を求める理由

ア　訴訟係属中であること

審査請求人は、現在、特定裁判所特定年特定番号損害賠償請求事件の被告として訴訟係属中である。

イ　本件訴訟における証拠としての重要性

上記譲与承認書（会総１２１５第４号（原文ママ））は、本件訴訟において証拠（乙〇号証）として提出されているが、申請者氏名が黒塗りとなっている。

ウ　本件訴訟の争点

本件訴訟の核心的争点は、原告（特定個人氏、特定大学医学部教授）が、子供向け番組等を通じて一般市民に対しワクチン接種を推奨する活動を行うにあたり、特定医薬品による心筋炎リスクを認識していたか否かである。

エ　申請者氏名開示の必要性

上記譲与承認書の申請者が原告本人であるか否かは、本件訴訟の核心的争点であり、申請者氏名の開示は審査請求者の防御権行使に不可欠である。

オ　原告代理人の証言

特定年月日の電話期日において、被告は準備書面特定番号において求めた釈明について、原告代理人に回答を求めた。

これに対し、原告代理人は以下のように証言した：

（ア）「乙〇号証に記載された特定医薬品の譲与申請の申請者は原告であるか否か」との釈明要求に対し

→原告代理人の回答：「申請者は原告特定個人氏本人ではない」

（イ）「申請者が原告本人でない場合には、申請者の氏名、または少なくとも原告との関係（同じ研究室、共同研究者等）を明らかにされたい」との釈明要求に対し

→原告代理人の回答：「関与していない（分からない）」

カ　証言の真偽確認の必要性

しかし、この証言は以下の理由から極めて不自然である：

・申請機関は「国立大学法人特定大学医学部教授」と特定されている

・研究内容（心筋炎研究）は原告の専門分野（感染症、ＣＯＶＩＤ－１９、ワクチン）と完全に一致する

・申請時期（特定年月）に原告は特定大学医学部教授として在籍していた

・引渡場所は「特定大学医学部」であり、原告の勤務先そのものである

・大学内において、特に厚生労働省からの物品譲与という重要案件について、同じ医学部教授が「誰が申請したか決められない（分からない）」ということは通常ありえない

原告代理人の証言の真偽を確認し、適切な防御活動を行うためには、申請者氏名の開示が不可欠である。

キ　公益性

ＣＯＶＩＤ－１９ワクチン政策は国民の生命・健康に関わる重要な公共問題である。専門家がワクチンリスクをどの程度認識していたかは、公益に関わる重要な情報である。

（２）個人情報保護との関係

ア　法５条１号ただし書の適用

法５条１号ただし書は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「公務員等の職務の遂行に係る情報」については、個人情報であっても開示すべき

としている。

イ　本件への適用

・申請者が特定大学医学部教授であれば、公的地位にある者である

・研究活動は大学教授の職務の遂行そのものである

・公的資金による研究である

・国民の生命・健康に関わる研究である

したがって、本件申請者氏名は「公務員等の職務の遂行に係る情報」に該当し、開示すべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和８年２月２０日付け（同月２４日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、「譲与承認書（会発１２１５第４号）」（以下「本件請求文書」という。）に係る開示請求をした。

（２）処分庁は、本件対象文書について検討した結果、譲与相手方に係る氏名の部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法５条１号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、当該部分を不開示とすることとした。

（３）このため、処分庁は、令和８年３月２５日付け厚生労働省発会０３２５第１号により原処分をしたところ、審査請求人は当該処分を不服として、同年５月８日付け（同日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが相当である。

３　理由

（１）本件対象文書の特定について

処分庁は、開示請求の内容に基づき、本件対象文書を「譲与承認書（令和４年１２月１５日付け会発１２１５第４号）」として特定しており、その特定に誤りは認められない。

また、令和８年３月９日付け電子メールにより意向確認をし、「会総１２１５第４号」の記載は、「会発１２１５第４号」に補正をした。

（２）不開示情報該当性について

本件対象文書のうち、不開示とした部分には、譲与相手方の氏名が記録されている。

この情報は、当該情報単独又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものである。

したがって、当該情報は法５条１号本文に規定する「個人に関する情報」に該当する。

また、当該情報については、法令の規定により公表が予定されている事実は認められず、また、厚生労働省からの物品譲与に係る申請者又は譲与相手方の氏名が一般に公表される慣行も認められないことから、法５条１号ただし書イには該当しない。

さらに、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるべき特段の事情も認められないことから、同号ただし書ロにも該当しない。

また、本件不開示部分は個人を識別するための氏名そのものであって、公務員等の職務遂行の内容そのものを示す情報とも認められないことから、法５条１号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本件不開示情報は法５条１号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、当該部分を不開示とした原処分は適法かつ妥当である。

（３）審査請求人の主張等について

ア　審査請求人は、審査請求書において、法５条１号ただし書イ及びハに関し、本件不開示部分に係る氏名が国立大学医学部の教授のものである場合には、当該者は公的地位にある者であり、その研究活動は職務の遂行そのものであること、また当該研究が公的資金によるものであり、国民の生命及び健康に関わるものであることから、「公務員等の職務の遂行に係る情報」に該当し、開示すべきである旨主張する。

イ　しかしながら、上記３（２）で述べたとおり、物品譲与に係る申請者又は譲与相手方の氏名は一般に公表される慣行は認められないことから、法５条１号ただし書イの該当性はない。

ウ　また、法５条１号ただし書ハに規定する「公務員等の職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する過程において作成又は取得した情報のうち、当該職務の遂行内容に直接関係する情報をいうものである。

譲与相手方は国立大学法人の教授（職員）であり「公務員等」への該当性は認められるものの、公務員等の氏名については、そもそも当該「職務の遂行内容に係る情報」に分類・整理されるものではない。したがって、公務員等の地位にある者に関する情報であれば、直ちに当該者に関するすべての情報が開示されるものではなく、当該情報が職務遂行の内容に係るものであるか否かにより判断されるべきものである。

エ　以上のとおり、本件氏名については、法令の規定により公表が予定されている事実は認められず、また、厚生労働省からの物品譲与に係る申請者又は譲与相手方の氏名が一般に公表される慣行も認められないことから、同号ただし書イにも該当しない。

したがって、本件不開示情報は法５条１号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当せず、不開示とした原処分は適法かつ妥当である。

オ　訴訟上の必要性に関する主張について

審査請求人は係属中の民事訴訟における防御活動のため、本件氏名の開示が必要である旨主張する。

しかしながら、法は、何人に対しても等しく開示請求権を認める制度であり、開示・不開示の判断は、法に定める不開示事由の該当性に基づいて客観的に行われるものである。

したがって、審査請求人の個別的な利用目的や必要性の有無は、法５条１号該当性の判断を左右するものではない。

以上のとおり、審査請求人が主張する訴訟上の必要性を考慮しても、本件不開示部分を開示すべき理由とはならない。

カ　小括

上記アから上記エまでのとおり、本件不開示部分は法５条１号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

また、審査請求人が主張する訴訟上の必要性その他の事情を勘案しても、原処分の適法性及び妥当性を左右するものではない。

したがって、審査請求人の主張はいずれも採用することができず、原処分を維持することが相当である。

４　結論

よって、本件審査請求に係る原処分は適法かつ妥当であり、維持されるべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年７月２９日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年８月２４日　　審議
④　同年１０月２６日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持するのが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）不開示部分には、物品譲与の相手方（国立大学法人の職員）の氏名が記載されており、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該部分については、法令の規定により公表が予定されている事実は認められず、また、厚生労働省からの物品譲与に係る申請者又は譲与相手方の氏名が一般に公表される慣行も認められないことから、法５条１号ただし書イには該当しないとする諮問庁の説明は、否定し難い。なお、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成１７年８月３日付け情報公開に関する連絡会議申合せ。以下「申合せ」という。）では、「各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものとする」とされているが、国立大学法人の職員は申合せの対象ではない。

加えて、当該部分には、国立大学法人の職員の職及び職務遂行の内容に係る情報は含まれていないことから、法５条１号ただし書ハには該当せず、同号ただし書ロに該当するとすべき事情も認められない。

さらに、法６条２項による部分開示の可否について検討すると、当該部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

（２）したがって、当該部分は、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙（本件対象文書）

譲与承認書（令和４年１２月１５日付け会発１２１５第４号）